



第40期 定時株主総会 招集ご通知

2021年6月1日から2022年5月31日まで

■日時

2022年8月30日(火曜日)
午前10時(受付開始 午前9時30分)

■場所

千葉県千葉市花見川区
幕張本郷一丁目12番1号
メイプルイン幕張 1階会議室

■第40期定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	5
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役7名選任の件	
第3号議案 退任取締役に対する 退職慰労金贈呈の件	
(添付書類)	
■事業報告	18
■連結計算書類	40
■計算書類	43
■監査報告書	46

株 主 各 位

千葉県千葉市花見川区幕張本郷一丁目16番3号
株式会社シー・エス・ランバー
代表取締役社長 中井 千代助

第40期定時株主総会 招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただくほか、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁の「議決権行使の方法についてのご案内」に従って、2022年8月29日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年8月30日（火曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 千葉県千葉市花見川区幕張本郷一丁目12番1号
メイプルイン幕張 1階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください) |
| 3. 会議の目的事項 | |
| 報 告 事 項 | 第40期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 |

以 上

- ~~~~~
- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にてご提出ください。なお、代理人は、当社定款の定めに基づき、本総会の議決権を有する他の株主1名様に限らせていただいておりますので、当社株主の方以外は代理人としてご出席することはできません。

- (3) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.c-s-lumber.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので本定時株主総会招集ご通知には記載しておりません。
- (4) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.c-s-lumber.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。
- (5) 当社は、2022年7月15日開催の取締役会において、第40期にかかる期末配当金として1株当たり80円（創業40周年記念配当20円を含む）をお支払いすること、及び支払開始日を2022年8月31日とさせていただくことを決議いたしました。
- (6) 株主総会にご出席される株主の方とご出席が難しい株主の方の公平性等を勘案して、当社は、株主総会においてお土産をお渡ししておりませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

第40期定時株主総会における新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止への対応につきまして次のとおりご案内いたします。株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆株主の皆様へのお願い

- ・ 株主様の健康と安全を第一に考え、当日の健康状態及び感染状況をお確かめになった上で、ご来場につきましてご判断いただきますようお願い申し上げます。
- ・ ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調がすぐれない方は、特に慎重なご判断をお願いいたします。
- ・ 株主様の議決権は、書面またはインターネットによっても行使することができますので、ぜひご利用をご検討ください。

◆ご来場される株主様へのお願い

- ・ 会場では、マスクのご着用や会場にご用意しております消毒液による手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- ・ 感染防止のため、株主総会会場の座席の間隔を広げております。そのため、座席数が減少しており、ご入場を制限させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 会場入口にて検温をさせていただきます。その際、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお控えいただくことがありますので、ご了承ください。
- ・ 開催時間の短縮化を図るため、報告事項や議案の詳細な説明を短縮させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知をお目通しいただきますようお願い申し上げます。

◆当社としては次のような対応をさせていただきます。ご理解をお願いいたします。

- ・ 役員及びスタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・ 役員及びスタッフは、当日検温を行い、体調を十分確認の上、参加いたします。
- ・ 会場内では換気のため、出入口の扉を開放させていただく場合がございます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.c-s-lumber.co.jp/ir/>) にてお知らせいたします。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。5頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の場合

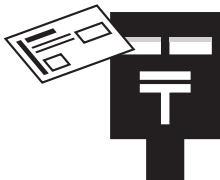


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年8月30日（火曜日）午前10時

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年8月29日（月曜日）午後6時到着

インターネットによる行使の場合



当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年8月29日（月曜日）午後6時まで

詳細は次ページをご覧ください

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

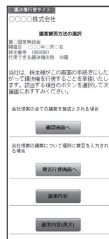
スマートフォンを使用してQRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

再行使する場合もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ご注意事項

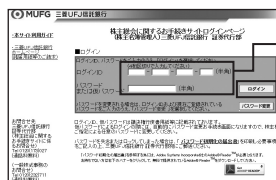
- ・ 毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- ・ パソコンやスマートフォンのご利用環境によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。
- ・ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する通信料金等の費用は、株主様のご負担となります。
- ・ インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

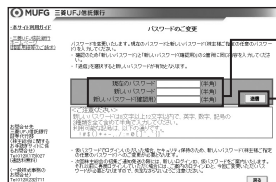
- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(電子提供制度に関する補足説明)

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主の皆様が当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主の皆様が株主総会資料を提供することができる制度です。電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では、次回(2023年8月)の株主総会から電子提供制度が適用され、株主の皆様のお手元には簡易な招集ご通知(ウェブサイトに掲載したことおよびウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ)のみをお届けすることになります。

次回以降の株主総会において、株主総会資料を書面で受領することを希望される株主の皆様は、「書面交付請求」のお手続をお取りいただく必要がございます。「書面交付請求」のお手続につきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行株式会社へお問い合わせください。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(新 設)	<p>附則</p> <p>1 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）がなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当
1	なか い ちよすけ 中 井 千代助 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役社長
2	み わ たつ お 三 輪 達 雄 <input type="checkbox"/> 再任	常務取締役 在来営業本部長
3	なか い しゅん すけ 中 井 俊 輔 <input type="checkbox"/> 新任	執行役員 山武工場長、購買部次長
4	か が み しゅん 加賀美 淳 <input type="checkbox"/> 新任	経理部長
5	ま じめ かず ひさ 馬 締 和 久 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外取締役候補者 <input type="checkbox"/> 独立役員	取締役（社外）
6	いし づか えい いち 石 塚 英 一 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外取締役候補者 <input type="checkbox"/> 独立役員	取締役（社外）
7	くま きり なお み 熊 切 直 美 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外取締役候補者 <input type="checkbox"/> 独立役員	取締役（社外）

取締役候補者が保有するスキル・期待する役割

候補者番号	氏名	企業経営	業界知識	営業	製造設計	コンプライアンス法務	財務会計 税務	経営企画
1	なか い ちよすけ 中 井 千代助	●	●	●	●			●
2	み わ たつ お 三 輪 達 雄			●		●	●	
3	なか い しゅん すけ 中 井 俊 輔		●		●			
4	か が み じゅん 加賀美 淳						●	
5	ま じめ かず ひさ 馬 締 和 久	●	●	●				
6	いし づか えい いち 石 塚 英 一					●		
7	くま きり なお み 熊 切 直 美	●	●	●				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数														
1	<p style="text-align: center;">なか い ちよすけ 中 井 千代助 (1950年12月8日生) (再 任)</p>	<p>1983年 4月 (株)千葉中井材木店 (現 (株)シー・エス・ランパー) を設立、代表取締役に就任 2018年 6月 (株)シー・エス・マテリアル取締役に就任 2020年12月 (株)シー・エス・リアルエステート代表取締役に就任 (株)シー・エス・不動産リース代表取締役に就任 2021年 6月 (株)シー・エス・ビルド取締役に就任 2022年 6月 (株)シー・エス・物流代表取締役に就任 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>(株)なのはなハウジング</td> <td>代表取締役</td> </tr> <tr> <td>(株)シー・エス・ホーム</td> <td>代表取締役</td> </tr> <tr> <td>(株)シー・エス・物流</td> <td>代表取締役</td> </tr> <tr> <td>(株)シー・エス・マテリアル</td> <td>取締役</td> </tr> <tr> <td>(株)シー・エス・リアルエステート</td> <td>代表取締役</td> </tr> <tr> <td>(株)シー・エス・不動産リース</td> <td>代表取締役</td> </tr> <tr> <td>(株)シー・エス・ビルド</td> <td>取締役</td> </tr> </table> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>同氏は、当社の創業者であり、当社の経営者として、また当社子会社の役員として、その強いリーダーシップを発揮し、長年にわたり当社グループの事業運営を牽引してまいりました。</p> <p>今後も、住宅関連業界に関する豊富な経験や幅広い見識、及び経営者としてのリーダーシップを当社の経営に活かしていただき、当社グループの企業価値の持続的な向上のために尽力していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	(株)なのはなハウジング	代表取締役	(株)シー・エス・ホーム	代表取締役	(株)シー・エス・物流	代表取締役	(株)シー・エス・マテリアル	取締役	(株)シー・エス・リアルエステート	代表取締役	(株)シー・エス・不動産リース	代表取締役	(株)シー・エス・ビルド	取締役	50,700株
(株)なのはなハウジング	代表取締役																
(株)シー・エス・ホーム	代表取締役																
(株)シー・エス・物流	代表取締役																
(株)シー・エス・マテリアル	取締役																
(株)シー・エス・リアルエステート	代表取締役																
(株)シー・エス・不動産リース	代表取締役																
(株)シー・エス・ビルド	取締役																

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
2	<p style="text-align: center;">み わ たつ お 三 輪 達 雄 (1962年5月2日生) (再 任)</p>	<p>2019年 1 月 当社入社 2019年 2 月 当社審査部長就任 2020年 7 月 当社在来営業本部長就任 2020年 8 月 当社取締役就任 2022年 5 月 当社常務取締役就任 現在に至る (取締役候補者とした理由) 同氏は、当社グループのプレカット事業の在来営業部門の責任者として、また与信管理及び債権管理・回収業務の担当部署の責任者として当社グループの事業運営を支えてまいりました。 今後も、プレカット製品の営業業務にかかる豊富な経験や幅広い見識を当社の経営に活かしていただき、当社グループの企業価値の持続的な向上のために尽力していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	なか い しゆん すけ 中 井 俊 輔 (1985年7月30日生) (新任)	2016年7月 当社入社 2018年6月 (株)シー・エス・マテリアル取締役就任 2018年11月 当社山武工場長、東金端柄工場長就任 2019年6月 当社購買部次長就任 2020年8月 (株)シー・エス・マテリアル代表取締役就任 2020年12月 (株)シー・エス・リアルエステート取締役就任 (株)シー・エス・不動産リース取締役就任 2021年6月 (株)シー・エス・ビルド取締役就任 2022年5月 当社執行役員就任 2022年8月 (株)なのはなハウジング取締役就任 (株)シー・エス・物流代表取締役就任 (株)シー・エス・リアルエステート代表取締役就任 (株)シー・エス・不動産リース代表取締役就任 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)なのはなハウジング 取締役 (株)シー・エス・物流 代表取締役 (株)シー・エス・マテリアル 代表取締役 (株)シー・エス・リアルエステート 代表取締役 (株)シー・エス・不動産リース 代表取締役 (株)シー・エス・ビルド 取締役 (取締役候補者とした理由) 同氏は、当社グループのプレカット事業の在来製造部門及び購買部門の責任者として、また当社子会社である(株)シー・エス・マテリアルの経営者として、当社グループの事業運営を支えてまいりました。特に、(株)シー・エス・マテリアルの経営者としては、リーダーシップを発揮し、同社の経常利益を大幅に増加させるなど経営体質を変革し、企業価値の向上に大きく貢献してまいりました。 今後も、プレカット製品の製造業務及び購買業務にかかる豊富な経験や幅広い見識を当社の経営に活かしていただき、当社グループの企業価値の持続的な向上のために尽力していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。	50,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
4	<p style="text-align: center;">か が み じゅん 加 賀 美 淳 (1961年4月24日生) (新任)</p>	<p>1985年4月 ㈱日立メディコ入社 2010年9月 同社財務部担当部長就任 2015年12月 ㈱日立メディカルコンピュータ財務部長就任 2018年4月 日立ヘルスケアシステムズ(㈱)財務部長就任 2021年5月 当社入社経理部長就任 現在に至る (取締役候補者とした理由) 同氏は、当社グループの経理・会計・税務の担当部署の責任者として、当社グループの事業運営を支えてまいりました。今後も、経理・会計・税務業務にかかる豊富な経験や幅広い見識を当社の経営に活かしていただき、当社グループの企業価値の持続的な向上のために尽力していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	—
5	<p style="text-align: center;">ま じめ かず ひさ 馬 締 和 久 (1950年1月22日生) (社外取締役) (再任)</p>	<p>1973年4月 阪和興業(株)入社 2005年6月 同社取締役就任 2007年4月 同社取締役木材・食品担当就任 2012年6月 同社取締役退任、顧問就任 2015年6月 同社顧問退任 2016年9月 当社取締役就任 現在に至る (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等) 同氏は、総合商社における木材事業の担当役員として豊富な経験や幅広い見識を有しており、その経験や見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 選任後は、木材の輸入販売を担う役員経験者としての目線から示唆の富む助言をしていただくなど、当社グループの企業価値の持続的な向上のために尽力いただくことを期待しております。</p>	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	<p style="text-align: center;">いし づか えい いち 石 塚 英 一 (1953年3月23日生) (社 外 取 締 役) (再 任)</p>	<p>1988年 4 月 弁護士登録 (千葉) 2001年 2 月 千葉県社会福祉協議会理事就任 2006年 5 月 (株)オンザウェイ監査役就任 2007年10月 千葉労働局・紛争調整委員会委員就任 2012年 4 月 千葉簡易裁判所・千葉地方裁判所民事調停委員就任 2012年10月 独立行政法人千葉医療センター受託研究審査委員会委員就任 2018年 2 月 当社取締役就任 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 石塚法律事務所 所長 (株)オンザウェイ 監査役 千葉簡易裁判所・千葉地方裁判所 民事調停委員 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等) 同氏は、社会福祉関連を始めとして、民法、会社法を専門とする弁護士として一般民事や企業法務などに幅広い知識・識見を有しており、また裁判所の民事調停委員も務めており、それらの経験や見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 選任後は、弁護士としての専門的な知見を活かし、特に法律に関して示唆に富む助言をしていただくなど、当社グループの企業価値の持続的な向上のために尽力いただくことを期待しております。</p>	-

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
7	<p style="text-align: center;">くま きり なお み 熊 切 直 美 (1958年9月26日生) (社 外 取 締 役) (再 任)</p>	<p>1984年 4月 大東建託(株)入社 2001年 4月 同社執行役員住宅販売部長就任 2004年 6月 同社取締役テナント営業統括本部長就任 2006年 4月 同社常務取締役業務本部長兼法務部長就任 2011年 4月 同社専務取締役執行役員東日本営業本部長就任 2012年 4月 同社取締役専務執行役員東日本営業本部長兼 首都圏営業本部長就任 2013年 4月 同社代表取締役社長執行役員建築事業本部・ 経営管理本部担当 2016年 4月 同社代表取締役社長建築事業本部・経営管理 本部担当 2019年 3月 同社代表取締役社長退任 2019年 6月 同社取締役退任 2019年 8月 当社取締役就任 現在に至る</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等) 同氏は、大手建設・不動産会社の経営者として、長年同社グループの経営全般にわたり強いリーダーシップを発揮し、また当社グループが属する住宅関連業界に関する豊富な経験や幅広い見識を有しており、それらの経験や見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 選任後は、住宅関連業界における企業経営経験者としての目線から示唆の富む助言をしていただくなど、当社グループの企業価値の持続的な向上のために尽力いただくことを期待しております。</p>	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、馬締和久氏、石塚英一氏及び熊切直美氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
なお、当社は、馬締和久氏、石塚英一氏及び熊切直美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、この3名が社外取締役に選任され就任した場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、非業務執行取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。非業務執行取締役は、社外取締役候補者である馬締和久氏、石塚英一氏及び熊切直美氏が該当しており、この3名とは既に責任限定契約を締結しております。
4. 現在当社の社外取締役である社外取締役候補者の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、馬締和久氏が5年11ヶ月、石塚英一氏が4年6ヶ月、及び熊切直美氏が3年となります。

5. 当社は、取締役、監査役、執行役員及び当社社会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が選任された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。保険料は、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について補填するものです。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

2021年12月31日をもって取締役を辞任いたしました伊藤守幸氏、並びに本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任する鈴木正裕氏及び長谷部修氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期及び方法につきましては、取締役会に一任することについて承認をお願いするものです。

退職慰労金贈呈を相当とする理由は、下記のとおりであります。

- (1) 伊藤守幸氏は、経営企画・財務部門の責任者として、当社グループの事業運営に貢献したためであります。
- (2) 鈴木正裕氏は、管理・経理部門の責任者として、当社グループの事業運営に貢献したためであります。
- (3) 長谷部修氏は、総務・法務部門の責任者として、当社グループの事業運営に貢献したためであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
伊 藤 守 幸 い とう もり ゆき	2019年 8 月 当社取締役就任 2021年12 月 当社取締役辞任
鈴 木 正 裕 す ず き ま さ ひろ	2013年 2 月 当社取締役就任 現在に至る
長 谷 部 修 は せ べ しゅう	2017年 4 月 当社取締役就任 現在に至る

以 上

(添付書類)

事業報告 (2021年6月1日から 2022年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の進展により経済活動の回復に向けた動きがみられましたが、ロシアによるウクライナ侵攻の影響によりエネルギー価格の高騰、物価の上昇等により、先行き不透明な状況となっております。

当社グループが属する住宅関連業界におきましては、「ウッドショック」による木材価格の高騰が続き、また年明けからの円安進行も輸入材の価格上昇に影響を与えております。なお、住宅への需要は、2020年で落ち込むも、新設住宅着工戸数は、2021年6月から2022年5月までの累計で前年比5.0%増加となりました。

このような状況のもと当社グループは、木材の仕入価格を販売価格に転嫁するとともに木材の安定確保に向けて購入先を増やし、また既存取引先のみならず新規取引先も拡大するなど、受注の安定化に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は25,126百万円(前年同期比54.4%増)、営業利益は4,062百万円(同188.4%増)、経常利益は4,029百万円(同199.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,766百万円(同210.6%増)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。当該変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の売上高は436百万円増加し、売上原価は363百万円増加し、営業利益及び経常利益はそれぞれ72百万円増加しております。

事業別の売上高実績は、次のとおりであります。

(単位：百万円、%)

	第39期		第40期		前期増減比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
プレカット事業	12,717	78.2	21,406	85.2	68.3
建築請負事業	3,746	23.0	4,066	16.2	8.5
不動産賃貸事業	624	3.8	718	2.9	15.0
その他事業	381	2.4	480	1.9	26.0
セグメント間消去	△1,201	△7.4	△1,546	△6.2	—
合計	16,269	100.0	25,126	100.0	54.4

(プレカット事業)

当セグメントにおきましては、ウッドショック以降、木材の品不足が続いておりましたが、取引先への納品を滞らせることのないよう調達先への働きかけに全力で取り組んでまいりました。また、木材企業としての知識を活かした代替材の提案や新規取引先の拡大を含めて地道な営業活動を行ってまいりました。

さらに、製材や配送の一部を内製化している強みを活かし、生産効率向上、配送効率向上、適正利潤の確保に努め、在来部門は出荷棟数5,014棟(同5.6%増)、出荷坪数173千坪(同5.2%増)、ツーバイフォー部門は出荷棟数1,633棟(同10.3%増)、出荷坪数78千坪(同9.3%増)となりました。

その結果、売上高は21,406百万円(同68.3%増)、営業利益は3,349百万円(同319.3%増)となりました。

(建築請負事業)

当セグメントにおきましては、既存取引先に加え、新規取引先からの戸建て物件の受注や大型木造施設の建築請負が増加したことにより、大型木造施設16棟を含む265棟を着工し、そのうち197棟(大型木造施設15棟を含む)を完工いたしました。

その結果、売上高は4,066百万円(同8.5%増)、営業利益は97百万円(同14.2%増)となりました。

なお、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、従来の方法に比べて、当連結会計年度の建築請負事業の売上高は437百万円増加し、セグメント利益は46百万円増加しております。

(不動産賃貸事業)

当セグメントにおきましては、保育所、介護施設向け賃貸施設等から安定した賃料収入を維持しております。賃料の他、2022年4月に開所しました保育所3施設におきまして、礼金25百万円の収入がありました。

その結果、売上高は718百万円(同15.0%増)、営業利益は556百万円(同21.2%増)となりました。

(その他事業)

その他事業には、不動産販売事業を区分しております。

不動産販売事業におきましては、土地18区画を販売、木造注文住宅8戸を建築着工し、そのうち完成住宅3戸を引き渡しました。

その結果、売上高は480百万円(同26.0%増)、営業利益は13百万円(同5.4%増)となりました。

なお、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、従来の方法に比べて、当連結会計年度のその他事業の売上高は34百万円増加し、セグメント利益は1百万円減少しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は918百万円であります。主な内容は賃貸用不動産の取得897百万円、配送車両の購入7百万円、新会計システムの導入6百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、販売用不動産の取得資金及び設備投資資金として長期借入金1,500百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

日本経済の先行きは、ウィズコロナ、アフターコロナに向けて回復期待が高まっておりますが、ロシア・ウクライナ情勢、円安進行の影響等によるエネルギー価格のさらなる上昇や輸入製品価格の上昇等のリスクに直面しています。

住宅関連業界におきましては、中長期的には、人口・世帯数の減少による住宅需要の減少、大工就業者の高齢化に伴う人材不足などが予想され、会社間の競争激化、業界再編が進むと考えております。今後は、ウッドショックの反動がどのように表れるか危惧しております。そのため、木材需給のバランスが崩れた場合は、当社グループの事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

こうした課題に対処するために、10年後の2032年5月期をターゲットとする、

＜プレカット事業を基盤としつつも、プレカット事業の枠にとらわれることなく、創意工夫で多様な収益源を創りながら、事業の拡大、成長を続ける企業集団を目指す＞

「シー・エス・ランバーVISION 2032」を掲げ、この実現に向けてスタートを切る最初の3年間を「中期経営計画2025」として、セグメント別の施策を確実に推進してまいります。

①セグメント別の施策

(プレカット事業)

顧客基盤の強化と安定した棟数の出荷を行うため、営業力を強化してまいります。加えて、建材の取扱いを開始し、プレカットと合わせて建材の提案を行い、売価の維持に努めてまいります。また、木材流通の不確実性が高まる中、供給を絶やさないう木材調達を継続し、徹底的な歩留りを追求し、午後便活用の強化を通じた配送コストの削減と配送効率向上を推し進めてまいります。

(建築請負事業)

取引先への提案力の強化に加え、不動産会社や工務店への新規取引強化、紹介ルート確保等、営業体制の再構築に努めてまいります。また、非住宅の請負拡大を図り、入札案件にも積極的に参加してまいります。

(不動産賃貸事業)

東京都心部を重点エリアとし、さらに保育所を増やしていくよう投資を継続します。また、将来の分譲化を視野にいたした収益物件を拡大し、安定的な収益基盤を強化してまいります。

(その他事業)

不動産販売事業では、計画的に分譲住宅用地の確保を行い、安定的に分譲販売を行っていくためのノウハウ蓄積と販売仲介企業との連携強化を図ってまいります。

②その他の取組み

将来の経営幹部の育成、女性社員の活躍促進に向けた環境整備に取り組み、社員の知識向上・スキルアップを図る教育体制の構築を進めてまいります。加えて、リスク管理体制の強化、グループ企業間の連携強化を通し、永続的に発展できるよう企業価値を高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第37期 2019年5月期	第38期 2020年5月期	第39期 2021年5月期	第40期 (当連結会計年度) 2022年5月期
売上高	7,803	15,565	16,269	25,126
経常利益	362	1,026	1,343	4,029
親会社株主に帰属する当期純利益	186	638	890	2,766
1株当たり当期純利益	102円93銭	351円54銭	489円05銭	1,508円43銭
総資産	13,454	14,625	16,089	21,031
純資産	2,747	3,335	4,196	6,885
1株当たり純資産	1,513円73銭	1,834円41銭	2,295円69銭	3,739円06銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第37期につきましては、決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、2018年12月1日から2019年5月31日までの6ヵ月間となっております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を第40期の期首から適用しており、第40期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第37期 2019年5月期	第38期 2020年5月期	第39期 2021年5月期	第40期 (当期) 2022年5月期
売上高	6,048	12,213	13,090	21,498
経常利益	273	610	1,190	3,764
当期純利益	146	406	1,331	2,623
1株当たり当期純利益	80円67銭	223円63銭	730円86銭	1,430円07銭
総資産	7,224	7,432	13,375	17,853
純資産	2,015	2,370	3,671	6,200
1株当たり純資産	1,110円10銭	1,303円98銭	2,008円52銭	3,367円14銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第37期につきましては、決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、2018年12月1日から2019年5月31日までの6ヵ月間となっております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を第40期の期首から適用しており、第40期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況（2022年5月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社シー・エス・物流	10百万円	100%	住宅用資材の配送
株式会社なのはなハウジング	20百万円	100%	木造住宅建築請負
株式会社シー・エス・ホーム	100百万円	100% (45%)	大型木造施設の建築請負 及び不動産販売
株式会社シー・エス・マテリアル	10百万円	100%	木材の製材及び加工
株式会社シー・エス・リアルエステート	10百万円	100%	不動産販売
株式会社シー・エス・不動産リース	100百万円	100%	不動産賃貸
株式会社シー・エス・ビルド	10百万円	100%	建て方工事請負業務
CSL CAD VIETNAM COMPANY LIMITED	20千米ドル	100%	設計・製図請負業務

(注) 出資比率の()内は、間接所有割合の内数となっております。

(7) 主要な事業内容（2022年5月31日現在）

事業セグメントの名称	事業内容
プレカット事業	在来軸組工法における設計、木材のプレカット加工及び販売 ツーバイフォー工法における設計、木材のプレカット加工、パネルの製造及び販売 建て方工事の請負
建築請負事業	木造戸建住宅・木造一般建築物の建築（新築・増改築）請負
不動産賃貸事業	不動産賃貸及び管理
その他事業	不動産の販売 木造注文住宅の建築請負

(8) 主な営業所及び工場 (2022年5月31日現在)

①当社

本	社	千葉県花見川区幕張本郷
幕張事業所	同上	
東金工場	千葉県東金市滝沢字手城沢	
山武工場	千葉県山武市木原字北山	

②子会社

(株)シー・エス・物流	千葉県東金市滝沢字手城沢
(株)なのはなハウジング	千葉県稲毛区長沼原町
(株)シー・エス・ホーム	同上
(株)シー・エス・マテリアル	千葉県東金市油井字丑子台
(株)シー・エス・リアルエステート	千葉県花見川区幕張本郷
(株)シー・エス・不動産リース	同上
(株)シー・エス・ビルド	千葉県稲毛区長沼原町
CSL CAD VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム ホーチミン市

(9) 従業員の状況 (2022年5月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

区分	従業員数 (名)	前期比増減 (名)
男性	242	△15
女性	73	△4
合計	315	△19

②当社の従業員の状況

区分	従業員数 (名)	前期比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	臨時従業員数 (名)
男性	152	△13	39.8	7.9	80
女性	49	△4	38.9	7.4	5
合計又は平均	201	△17	38.6	7.8	85

(注) 1. 臨時従業員には、嘱託社員・契約社員・パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
2. 臨時従業員数は、労働時間を1日8時間換算して算出しております。

(10) 主な借入先 (2022年5月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社京葉銀行	1,766
株式会社千葉銀行	1,413
株式会社千葉興業銀行	1,350
株式会社三菱UFJ銀行	856
株式会社商工組合中央金庫	804
株式会社みずほ銀行	220

2. 会社の株式に関する事項 (2022年5月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 5,994,000株

(2) 発行済株式の総数 1,841,700株

(3) 株主数 1,118名

(4) 大株主 (上位10位)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社千代	660,000株	35.84%
上田八木短資株式会社	84,400	4.58
内藤征吾	54,300	2.94
中井千代助	50,700	2.75
中井俊輔	50,000	2.71
中井政助	50,000	2.71
中井礼子	49,900	2.70
シー・エス・ランバー従業員持株会	44,600	2.42
吉岡裕之	38,300	2.07
SMB建材株式会社	36,000	1.95
株式会社日立リアルエステートパートナーズ	36,000	1.95
株式会社東栄住宅	36,000	1.95

(注) 持株比率は、自己株式 (192株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2022年5月31日現在）

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- ・新株予約権の数 39個
- ・目的となる株式の種類及び株
普通株式 11,700株（新株予約権1個につき300株）
- ・当社役員の保有状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2022年5月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
中 井 千代助	代表取締役社長	(株)なのはなハウジング 代表取締役 (株)シー・エス・ホーム 代表取締役 (株)シー・エス・物流 取締役 (株)シー・エス・マテリアル 取締役 (株)シー・エス・リアルエステート 代表取締役 (株)シー・エス・不動産リース 代表取締役 (株)シー・エス・ビルド 取締役
三 輪 達 雄	常務取締役 在来営業本部長	—
鈴 木 正 裕	取締役 管理本部長	(株)シー・エス・物流 取締役 (株)シー・エス・マテリアル 取締役 (株)シー・エス・リアルエステート 取締役 (株)シー・エス・不動産リース 取締役
長谷部 修	取締役 総務部長	CSL CAD VIETNAM COMPANY LIMITED GENERAL DIRECTOR
馬 締 和 久	取締役（社外）	—
石 塚 英 一	取締役（社外）	石塚法律事務所 所長 (株)オンザウェイ 監査役 千葉簡易裁判所・千葉地方裁判所 民事調停委員
熊 切 直 美	取締役（社外）	—
高 浦 重 夫	常勤監査役	(株)なのはなハウジング 監査役 (株)シー・エス・ホーム 監査役 (株)シー・エス・物流 監査役 (株)シー・エス・マテリアル 監査役 (株)シー・エス・リアルエステート 監査役 (株)シー・エス・不動産リース 監査役 (株)シー・エス・ビルド 監査役
竹 俣 裕 幸	監査役（社外）	東洋テックス(株) 顧問
吉 田 芳 一	監査役（社外）	吉田芳一税理士事務所 所長 澁澤倉庫(株) 社外監査役 伊勢化学工業(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役伊藤守幸氏は、2021年12月31日をもって辞任いたしました。なお、在任時の担当は、取締役内部監査室長でありました。
2. 取締役馬締和久氏、石塚英一氏及び熊切直美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役竹俣裕幸氏及び吉田芳一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 社外取締役石塚英一氏は、弁護士の資格を有しており、一般民事や企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外監査役吉田芳一氏は、税理士の資格を有しており、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は取締役馬締和久氏、石塚英一氏、熊切直美氏及び監査役竹俣裕幸氏、吉田芳一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員及び当社子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について補填するものです。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	55 (6)	55 (6)	— (—)	— (—)	8名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	7 (2)	7 (2)	— (—)	— (—)	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	62 (8)	62 (8)	— (—)	— (—)	11名 (5名)

- (注) 1. 上記報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額5百万円（取締役5名に対し5百万円、監査役1名に対し0百万円）が含まれております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与（賞与を含む。）は35百万円であります。
3. 上記報酬の額のほか、2021年5月31日をもって辞任した取締役に対して、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額と同額の役員退職慰労金を支給しております。

②取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2000年1月27日開催の第18期定時株主総会において取締役は年額100百万円以内及び監査役は年額20百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は1名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

2021年2月15日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

ロ. 当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、役員規程に定めるところにより、固定報酬（金銭報酬）としての月額報酬及び役員退職慰労金、ならびに業績連動報酬等としての役員賞与により構成されています。しかしながら、当該報酬のうち業績連動報酬等としての役員賞与の支給は、現在に至るまで実施しておりませんし、役員賞与以外の業績連動報酬等を採用しておりません。また、当社は、取締役の個人別の報酬等について、非金銭報酬等を採用しておりません。そのため、当社は、取締役の個人別の報酬等については、全額固定報酬としての月額報酬及び役員退職慰労金で支給しております。

当社は、報酬総額の限度内において、個人別の報酬額を役位に対応して決定しております。なお、使用人兼務役員については、役員報酬分と使用人給与分に区分して決定しております。

また、役員退職慰労金は、役員退職慰労金規程に定める役位別報酬月額、在任月数、功労加算等によって算定される基準に基づきその額を決定し、株主総会決議を経て退任時に支給しております。

ハ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、役位に対応する職責の大きさ、業務執行状況、業績等を総合的に勘案して検討を行っておりますので、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の報酬について、2021年8月30日開催の取締役会において代表取締役社長中井千代助に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。

代表取締役社長は、取締役会決議に基づきその権限内容及び裁量範囲については特段の制限を設けられておらず、役位に対応する職責の大きさ、業務執行状況、業績等を総合的に勘案し、取締役会の協議を踏まえた上で決定することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	馬締和久	—	—
社外取締役	石塚英一	石塚法律事務所 所長 (株)オンザウェイ 監査役 千葉簡易裁判所・千葉地方裁判所 民事調停委員	当社との間には、特別の関係はありません。
社外取締役	熊切直美	—	—
社外監査役	竹俣裕幸	東洋テックス(株) 顧問	当社との間には、特別の関係はありません。
社外監査役	吉田芳一	吉田芳一税理士事務所 所長 澁澤倉庫(株) 社外監査役 伊勢化学工業(株) 社外監査役	当社との間には、特別の関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	馬締和久	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回に出席し、大手商社における木材事業の担当役員としての経験に基づき必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	石塚英一	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回に出席し、弁護士としての専門知識及び経験に基づき必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	熊切直美	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回に出席し、大手建設・不動産会社における企業経営者としての経験に基づき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	竹俣裕幸	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回に出席し、建材商社における役員としての経験に基づき必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催した監査役会14回のうち14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	吉田芳一	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回に出席し、税理士としての専門知識及び経験に基づき必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催した監査役会14回のうち14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

千葉第一監査法人

(2) 報酬等の総額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
・当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査契約における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を説明いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 「取締役会規則」及び「会議体規程」に基づき、会議体において各取締役及び本部長の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備するとともに、それに関する意見を交換することにより、相互に職務執行を監視・監督する。
 - b. 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「職制規程」、「業務分掌規程」及び決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
 - c. 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、企業倫理に則りかつ社会的責任を果たすため、「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。
 - d. コンプライアンスを尊重する社内風土を醸成するため、コンプライアンス推進委員会を設置し、事務局を管理本部とする。事務局は、コンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、取締役及び使用人に配布し、研修等の実施により、取締役及び使用人のコンプライアンスに関する知識を高め、コンプライアンス推進体制の構築・強化を図る。
 - e. 法令違反などの早期発見と不祥事の未然防止を図るため、内部通報窓口を設けて、取締役及び使用人が社内での法令違反について通報を行いやすい体制を構築するとともに、通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととする。
 - f. 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制として、業務執行部門から独立し、社長が直轄する内部監査室を設置し、定期的に内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、「役員規程」、「機密情報管理規程」並びに「文書管理規程」に基づき、適正に保存及び管理を行う。
 - b. 「プライバシーポリシー」に基づき、個人のお客さまに関する情報を適正に取得、利用、管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、リスク管理委員会で当社グループの事業を取り巻く様々なリスクの評価・見直しを図り、適宜対策を講じる。
 - b. 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、事態の把握と損失の最小化に努める。
 - c. 会社として重要な課題である「安全」と「品質」について、そのリスクを専管する組織として「安全衛生委員会」、「品質向上委員会」等を設ける。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会を定例として月に1回開催する他、適宜臨時に開催することにより、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定及び業務執行の監督を行う。
 - b. 職務執行を効率的に行うために、適正な組織と業務分掌を設定し、その執行に際しては、職務権限に基づき実効性のある意思決定を行う。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 関係会社における重要な意思決定についての当社の関与の仕組みや、業務執行に係る重要事項の当社への報告の仕組みを「関係会社管理規程」により整備し、管理・監督を行う。
 - b. 関係会社は、「リスク管理規程」に従い、リスクを発見した場合には速やかに当社のリスク管理担当部署に報告を行い、当社は関係会社に対し事案に応じた支援を行う。
 - c. 関係会社の自主性を尊重しつつ、関係会社が組織・業務分掌・職務権限等の職務執行体制を適切に見直し、職務遂行に係る意思決定及び指揮体制を最適の状態に保つように支援する。
 - d. 当社と関係会社相互において、法令または関係会社管理に関する規程に違反する事項を発見した場合に当社内部通報窓口へその旨を通報する仕組みを定め、「コンプライアンス規程」に基づき適切な対応を行う。
 - e. 管理本部が関係会社の内部統制を統括する。内部監査室が内部監査を実施し、管理本部はその結果に基づいて、必要があれば関係会社に対して指示または勧告を行う。

- ⑥ 監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - a. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、監査役の要請に応じて、監査役の職務を補助するための使用人を置くこととし、その任命、解任、異動については、監査役の同意を必要とする。
 - b. 監査役の職務を補助する使用人を置く場合は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して行う。

- ⑦ 監査役への報告に関する体制
 - a. 監査役は重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - b. 取締役及び使用人は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。
 - c. 法令違反その他のコンプライアンス上の問題点について、監査役への適切な報告体制を確保する。
 - d. 監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利な取扱いを禁止する旨を周知徹底する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行について生じる費用又は債務を請求したときは、当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、これを負担する。

- ⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役と適時会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換などを行い、意思疎通を図る。

- ⑩ 反社会的勢力排除を確保するための方針及び体制
 - a. 当社及び関係会社は、法令及び社会的規範を遵守し、良識ある企業活動を行ってお客さまに貢献することを目指す。
 - b. 反社会的勢力及び団体に対しては、組織・役員及び使用人一体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たない。
 - c. 「反社会的勢力対策規程」及び「不当要求行為対応マニュアル」に基づき、総務部が該当本部と一体となって反社会的勢力の対応窓口となり、所轄警察署や弁護士等の外部の専門機関との連携を図る体制を構築する。

- ⑪ 環境への取組みを確保するための方針及び体制
 - a. 当社及び関係会社は、良き企業市民として、地球環境の保全に十分配慮することを環境に対する基本姿勢とする。
 - b. 端材の発生を抑制し、また再利用やリサイクルに取り組み、循環型社会の構築に向けた努力を行う。
 - c. やむを得ず廃棄物が発生する場合も、「産業廃棄物処理委託規程」に基づき、適切な廃棄が行われる体制を構築する。

- ⑫ 企業の社会的責任（CSR）の推進を確保するための方針及び体制
 - a. 当社及び関係会社は、「社是」及び「シー・エス・ランバーグループ経営理念」に基づき、あらゆる事業活動を通じて調和のとれた持続可能な社会の発展に貢献する。
 - b. 企業が社会へ与える影響に責任をもち、全てのステークホルダーとのオープンなコミュニケーションを通じて適切に意思決定をし、ステークホルダーとの健全な関係の維持・発展に努める。
 - c. 業界団体の諸活動等にも積極的に参画し、木造住宅が豊かな社会生活に対してできるものを追求する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は下記のとおりであります。

取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、経営に関する重要事項の審議・意思決定及び業務執行状況の監督を行っております。

監査役会は月1回の定例監査役会を開催し、監査状況の確認及び協議を行うほか、内部監査室や会計監査人とも連携し、随時監査についての情報共有を求めています。

また、内部監査室が各業務の運営に対する監査（モニタリング機能）を担うほか、コンプライアンス推進委員会及びリスク管理委員会がリスク管理体制の評価と見直しを行い、外部弁護士も指導や監督活動に参画することにより、内部統制の確保及び運用状況の確認を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を強化しつつ配当の継続性・安定性を考慮した上で、経営成績に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。

また、「中期経営計画2025」に掲げているとおり、内部留保資金につきましては、財務基盤の強化のために借入金の返済に優先して充てるとともに、プレカット製品の安定供給を可能にするための将来の投資に備えるものとし、当社は、安定した経営基盤を確立し、社会的責任のある企業として持続的に成長し、かつ中長期的に企業価値を向上させるためには、このような内部留保の強化が必要であると判断し、かつ株主への長期的、継続的な安定配当にも寄与するものと考えております。

なお、当社の剰余金の配当は、中間配当制度はあるものの、事務手続きの増大やコストの負担等を考慮して、現在のところ年1回の期末配当を基本的な方針としております。定款の定めにより、配当の決定機関は、中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

第40期事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の基本方針のもと、業績等を総合的に勘案し、1株当たり80円（創業40周年記念配当20円を含む）とさせていただきます。

この結果、第40期事業年度の連結配当性向は5.3%となりました。

連結貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,156,525	流動負債	8,250,305
現金及び預金	4,921,866	支払手形及び買掛金	2,270,367
受取手形、売掛金及び契約資産	4,210,492	電子記録債務	2,065,466
商品及び製品	125,145	短期借入金	600,850
販売用不動産	797,260	1年内償還予定の社債	100,000
仕掛品	397,111	1年内返済予定の長期借入金	862,210
原材料及び貯蔵品	619,850	リース債務	173,758
その他	88,660	未払金	392,284
貸倒引当金	△3,862	未払費用	299,737
固定資産	9,875,270	未払法人税等	1,016,001
有形固定資産	9,277,741	災害損失引当金	3,114
建物及び構築物	784,122	その他	466,514
機械装置及び運搬具	321,974	固定負債	5,895,975
工具、器具及び備品	7,630	社債	250,000
土地	1,448,145	長期借入金	4,949,009
建設仮勘定	47,210	長期未払金	2,134
賃貸不動産	6,668,658	リース債務	266,564
無形固定資産	110,680	完成工事補償引当金	75,234
のれん	41,160	役員退職慰労引当金	156,006
ソフトウェア	32,254	退職給付に係る負債	174,952
その他	37,264	資産除去債務	4,704
投資その他の資産	486,849	その他	17,368
投資有価証券	197,772	負債合計	14,146,280
長期貸付金	1,550	(純資産の部)	
破産更生債権等	56,324	株主資本	6,784,649
長期預金	20,000	資本金	532,650
繰延税金資産	182,407	資本剰余金	318,094
その他	85,002	利益剰余金	5,934,394
貸倒引当金	△56,205	自己株式	△489
資産合計	21,031,796	その他の包括利益累計額	100,866
		その他有価証券評価差額金	100,974
		繰延ヘッジ損益	△2,303
		為替換算調整勘定	2,195
		純資産合計	6,885,515
		負債・純資産合計	21,031,796

連結損益計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		25,126,225
売 上 原 価			18,668,717
売 上 総 利 益			6,457,507
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,394,919
営 業 利 益			4,062,587
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		1,127	
受 取 配 当 金		8,418	
受 取 賃 貸 料		44,953	
そ の 他		33,963	88,462
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		66,388	
賃 貸 費		22,989	
そ の 他		32,631	122,009
経 常 利 益			4,029,041
特 別 利 益			
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 益		1,552	1,552
固 定 資 産 除 却 損 失		3,528	
減 損		56,794	60,322
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			3,970,271
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,225,546	
法 人 税 等 調 整 額		△22,223	1,203,322
当 期 純 利 益			2,766,948
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			2,766,948

連結株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
2021年6月1日残高	527,020	312,465	3,245,758	△113	4,085,129
会計方針の変更による 累積的影響額			13,094		13,094
会計方針の変更を反映 した当期首残高	527,020	312,465	3,258,852	△113	4,098,224
当期変動額					
新株の発行	5,629	5,629			11,259
剰余金の配当			△91,406		△91,406
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,766,948		2,766,948
自己株式の取得				△376	△376
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	5,629	5,629	2,675,542	△376	2,686,425
2022年5月31日残高	532,650	318,094	5,934,394	△489	6,784,649

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2021年6月1日残高	117,460	△4,887	△884	111,688	4,196,818
会計方針の変更による 累積的影響額					13,094
会計方針の変更を反映 した当期首残高	117,460	△4,887	△884	111,688	4,209,913
当期変動額					
新株の発行					11,259
剰余金の配当					△91,406
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,766,948
自己株式の取得					△376
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△16,486	2,583	3,079	△10,822	△10,822
当期変動額合計	△16,486	2,583	3,079	△10,822	2,675,602
2022年5月31日残高	100,974	△2,303	2,195	100,866	6,885,515

貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,948,066	流動負債	6,980,822
現金及び預金	4,043,610	支払手形	58,068
受取手形	39,716	電子記録債権	2,063,336
電子記録債権	128,531	短期借入金	1,838,559
掛金	3,532,540	1年内償還予定の社債	520,000
製品	114,344	1年内返済予定の長期借入金	100,000
仕掛品	382,864	リース債権	382,467
材料及び貯蔵品	587,676	未払金	141,326
前払費用	61,717	未払法人税等	344,760
未収入金	16,952	未払消費税等	226,091
その他の金	44,211	未払引当金	950,475
貸倒引当金	△4,100	災害損失引当金	275,449
固定資産	8,905,527	固定負債	4,672,159
有形固定資産	8,134,792	社債	250,000
建物	549,039	長期借入金	3,958,603
構築物	85,589	長期未払債権	1,676
機械装置	251,940	退職給付引当金	168,235
車両運搬具	4,974	役員退職慰労引当金	131,738
工具器具備品	6,573	資産除去債	146,972
土地	1,157,335	その他の負債	4,704
賃貸不動産	6,079,339	負債合計	11,652,981
無形固定資産	68,094	(純資産の部)	
借地権	31,837	株主資本	6,101,940
ソフトウェア	30,486	資本剰余金	532,650
その他の資産	5,770	資本準備金	318,094
投資その他の資産	702,639	その他の資本剰余金	313,750
投資有価証券	197,772	利益剰余金	4,344
関係会社株式	322,790	利益準備金	5,251,686
関係会社出資金	100	その他利益剰余金	11,400
破産更生債権等	14,755	別途積立金	5,240,286
長期前払費用	3,732	繰越利益剰余金	2,570,000
長期預金	20,000	繰越利益剰余金	2,670,286
繰延税金資産	71,790	自己株	△489
その他の金	86,336	評価・換算差額等	98,670
貸倒引当金	△14,636	その他有価証券評価差額金	100,974
資産合計	17,853,593	繰延ヘッジ損益	△2,303
		純資産合計	6,200,611
		負債・純資産合計	17,853,593

損益計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		21,498,571
売 上 原 価	利 益		15,747,065
売 上 総 利 益	管 理 費		5,751,506
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	利 益		2,036,193
営 業 外 収 益	利 益		3,715,313
受 取 利 息	当 金	755	
受 取 配 当	料 料	23,718	
受 取 賃 指 導	料 料	51,045	
そ の 他	他	43,200	
営 業 外 費 用	利 益	29,332	148,051
支 払 利 息	用 他	51,929	
支 払 貸 費	他	29,314	
そ の 他	利 益	18,018	99,262
特 別 利 益	利 益		3,764,102
特 別 損 失	却 益	1,043	1,043
特 別 損 失	却 損	4,709	4,709
税 引 前 当 期 純 利 益	純 利 益		3,760,436
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	税 額	1,128,992	
法 人 税 等 調 整 額	整 額	8,240	1,137,233
当 期 純 利 益	純 利 益		2,623,203

株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利 益 準 備 金	利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金			
					特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2021年6月1日残高	527,020	308,120	4,344	312,465	11,400	8,069	1,320,000	1,380,419	2,719,888
事業年度中の変動額									
新株の発行	5,629	5,629		5,629					
剰余金の配当								△91,406	△91,406
当期純利益								2,623,203	2,623,203
特別償却準備金の取崩						△8,069		8,069	－
別途積立金の積立							1,250,000	△1,250,000	－
自己株式の取得									
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	5,629	5,629	－	5,629	－	△8,069	1,250,000	1,289,866	2,531,797
2022年5月31日残高	532,650	313,750	4,344	318,094	11,400	－	2,570,000	2,670,286	5,251,686

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2021年6月1日残高	△113	3,559,260	117,460	△4,887	112,573	3,671,833
事業年度中の変動額						
新株の発行		11,259				11,259
剰余金の配当		△91,406				△91,406
当期純利益		2,623,203				2,623,203
特別償却準備金の取崩		－				－
別途積立金の積立		－				－
自己株式の取得	△376	△376				△376
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)			△16,486	2,583	△13,902	△13,902
事業年度中の変動額合計	△376	2,542,680	△16,486	2,583	△13,902	2,528,777
2022年5月31日残高	△489	6,101,940	100,974	△2,303	98,670	6,200,611

独立監査人の監査報告書

2022年7月25日

株式会社シー・エス・ランバー
取締役会 御中

千葉第一監査法人

千葉県千葉市

代表社員 公認会計士 林 広隆
業務執行社員

代表社員 公認会計士 岸 健介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シー・エス・ランバーの2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シー・エス・ランバー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年7月25日

株式会社シー・エス・ランバー
取締役会 御中

千葉第一監査法人

千葉県千葉市

代表社員	公認会計士	林 広隆
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	岸 健介
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シー・エス・ランバーの2021年6月1日から2022年5月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は2021年6月1日から2022年5月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び経理担当者等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

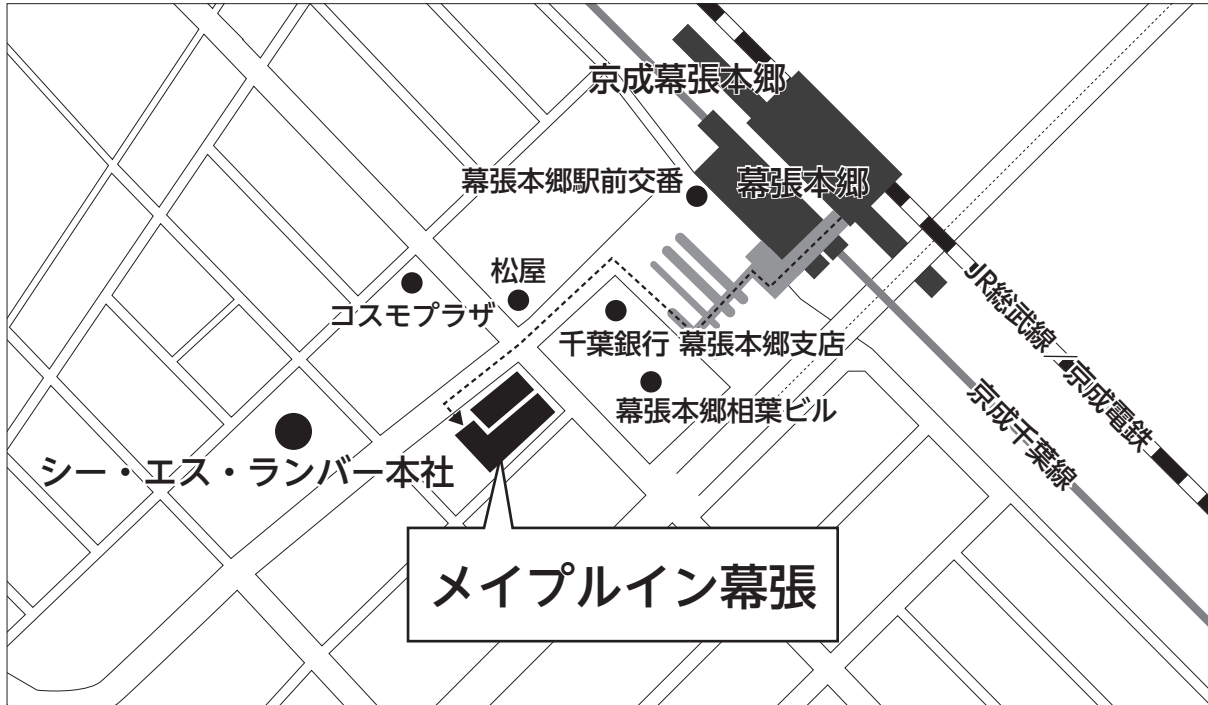
2022年7月26日

株式会社	シー・エス・ランバー	監査役会	
	常勤監査役	高浦 重夫	㊟
	社外監査役	竹俣 裕幸	㊟
	社外監査役	吉田 芳一	㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 千葉県千葉市花見川区幕張本郷一丁目12番1号
メイプルイン幕張 1階会議室



(交通のご案内)

JR幕張本郷駅

京成幕張本郷駅より徒歩3分

- ◎ 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。ようお願いします。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。